

公印省略

2ス振第1285号  
令和3年2月3日

各 位

福岡県人づくり・県民生活部長  
(スポーツ局スポーツ振興課)

### 福岡県における緊急事態措置の延長について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

1月13日に本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言の対象区域となつてから、県民及び事業者の皆様には、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの厳しい措置に対し御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本県においては、新規陽性者数が減少する一方で、医療提供体制については依然として厳しい状況が続いていることから、国は、緊急事態措置の実施期間を3月7日まで延長しました。それに伴い、県民及び事業者の皆様への要請についても、期間を3月7日まで延長します。

については、県民の皆様に対しては、生活や健康の維持に必要な場合を除き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底）、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること、事業者の皆様に対しては、飲食店等の営業時間を20時までとすることなど、別添資料のとおり協力を要請します。

県民及び事業者の皆様には、引き続き、緊急事態宣言の対象区域から速やかに脱却できるように、御協力をお願いします。

別添資料 福岡県における緊急事態措置の延長について

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 直通：092-643-3342 人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課 担当：亀澤 直通：092-643-3991
--